

山口斎場における譲渡前検査等調査業務及び PFI アドバイザリー業務について、公募型企画競争（プロポーザル）を行うので、下記のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 15 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階

札幌市保健福祉局保健所生活環境課 011-622-5182（担当：鷲尾、佐藤）

2 公募型企画競争（プロポーザル）に付する事項

(1) 業務名

山口斎場における譲渡前検査等調査業務及び PFI アドバイザリー業務

(2) 業務の内容

山口斎場の施設の現状を確認したうえで、次期運営事業に向け、事業スキームの検討・作成及び PFI 法に基づいて行う実施方針等の作成から民間事業者との契約締結までの検討・手続に関する総合的な支援を行うことを目的とする。

また、山口斎場の次期運営に係る各種疑義について、専門的な知見による適切なアドバイスと関係者への情報提供等の支援を併せて行うものとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）3 月 19 日まで

3 参加資格

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日 財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていない者。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている

者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でない者。

- (6) 本業務において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (7) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 手続等

(1) 提案説明書等の交付

令和4年4月15日（金）から札幌市保健福祉局保健所のホームページ（<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/index.html>）にて公開する。

(2) 参加意向申出書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 提出期間

令和4年4月15日（金）から令和4年4月28日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は9時00分から17時00分までとする。

ウ 提出場所及び送付先

上記1のとおり

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 提出期間

令和4年4月15日（金）から令和4年5月19日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は9時00分から17時00分までとする。

ウ 提出場所及び送付先

上記1のとおり

5 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

提出された企画提案書を企画競争委員会により書類審査する。提出者が少数の場合
は省略する場合がある。

(2) 二次審査（ヒアリング）

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施し、委員の評価の合計点数が最も高
い企画提案を契約候補者とする（最低基準点あり）。

6 その他

詳細は提案説明書による。